

事務連絡
平成22年12月28日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成22年厚生労働省告示第426号)が公布され、平成23年1月1日から適用されることとされたことに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成22年3月5日事務連絡)を次のように改正し、平成23年1月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

1. 別表Ⅱ区分057の(Ⅰ)の①を次のように改める。

① 白蓋形成用カップ(Ⅰ)

ア 標準型

B00205701011

イ 特殊型

B00205701012

- 2 別表Ⅱ区分057の(2)の③を次のように改める。
- ③ 大腿骨ステムヘッド
 - ア 大腿骨ステムヘッド(I) B00205702031
 - イ 大腿骨ステムヘッド(Ⅱ) B00205702032
- 3 別表Ⅱ区分078に次のように加える。
- (3) 特殊型 B00207803
- 4 別表Ⅱ区分079の(3)中「脊椎用」の下に「(I)」を加え、同区分に次のように加える。
- (4) 脊椎用(Ⅱ) B00207904
- 5 別表Ⅱ区分133の(7)の②を次のように改める。
- ② 頸動脈用ステント併用型
 - ア フィルター型 B00213307021
 - イ バルーン型 B00213307022
- 6 別表Ⅱ区分133の(Ⅲ)の①のエを次のように改める。
- エ 水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型 B00213311014
- 7 別表Ⅱに次のように加える。
- 164 椎体形成用材料セット B002164
 - 165 脊椎棘間留置材料 B002165

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
057 人工股関節用材料	
(1) 骨盤側材料	
① 白蓋形成用カップ(I)	B002.057.01.01.1
ア 標準型	B002.057.01.01.2
イ 特殊型	B002.057.01.02
② 白蓋形成用カップ(II)	B002.057.01.03
③ カップ・ライナー一体型(II)	B002.057.01.04
④ ライナー(I)	B002.057.01.05
⑤ ライナー(III)	
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	B002.057.02.01
② 大腿骨ステム(II)	B002.057.02.02
③ 大腿骨ステムヘッド	
ア 大腿骨ステムヘッド(I)	B002.057.02.03.1
イ 大腿骨ステムヘッド(II)	B002.057.02.03.2
④ 人工骨頭用	
ア モノボローラカップ	B002.057.02.04.1
イ バイボローラカップ	B002.057.02.04.2
(3) 単純人工骨頭	B002.057.03
078 人工骨	
(3) 特殊型	B002.078.03
079 骨セメント	
(1) 頭蓋骨用	B002.079.01
(2) 人工関節固定用	B002.079.02
(3) 脊椎用(I)	B002.079.03
(4) 脊椎用(II)	B002.079.04
133 血管内手術用カテーテル	
(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル	
① 一般型	B002.133.07.01
② 頸動脈用ステント併用型	
ア フィルター型	B002.133.07.02.1
イ バルーン型	B002.133.07.02.2
(11) 塞栓用コイル	
① コイル	
ア 標準型	B002.133.11.01.1
イ 機械式デタッチャブル型	B002.133.11.01.2
ウ 電気式デタッチャブル型	B002.133.11.01.3
エ 水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型	B002.133.11.01.4
オ 特殊型	B002.133.11.01.5
② プッシュヤー	B002.133.11.02
③ コイル留置用ステント	B002.133.11.03
164 椎体形成用材料セット	B002.164
165 脊椎留置材料	B002.165

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
057 人工股関節用材料	
(1) 骨盤側材料	
① 白蓋形成用カップ(I)	B002.057.01.01
② 白蓋形成用カップ(II)	B002.057.01.02
③ カップ・ライナー一体型(II)	B002.057.01.03
④ ライナー(I)	B002.057.01.04
⑤ ライナー(III)	B002.057.01.05
(2) 大腿骨側材料	
① 大腿骨ステム(I)	B002.057.02.01
② 大腿骨ステム(II)	B002.057.02.02
③ 大腿骨ステムヘッド	B002.057.02.03
④ 人工骨頭用	
ア モノボローラカップ	B002.057.02.04.1
イ バイボローラカップ	B002.057.02.04.2
(3) 単純人工骨頭	B002.057.03
078 人工骨	
079 骨セメント	
(1) 頭蓋骨用	B002.079.01
(2) 人工関節固定用	B002.079.02
(3) 脊椎用	B002.079.03
133 血管内手術用カテーテル	
(7) 血管内血栓異物除去用留置カテーテル	
① 一般型	B002.133.07.01
② 頸動脈用ステント併用型	B002.133.07.02
(11) 塞栓用コイル	
① コイル	
ア 標準型	B002.133.11.01.1
イ 機械式デタッチャブル型	B002.133.11.01.2
ウ 電気式デタッチャブル型	B002.133.11.01.3
エ 水圧式・ワイヤー式デタッチャブル型	B002.133.11.01.4
オ 特殊型	B002.133.11.01.5
② プッシュヤー	B002.133.11.02
③ コイル留置用ステント	B002.133.11.03

